

乳幼児等医療費 助成を拡大しています

町民生部住民課国保医療係
☎ 56 - 80006

今までは4歳から小学校就学前までの住民税課税世帯は、自己負担が1割でしたが、4月1日から小学校就学前まで自己負担を**初診時一部負担金**のみに拡大しました。(下表の太枠部分が変更箇所です)

区分		健康保険の 自己負担割合	助成内容	
			拡大前	拡大後(4月1日～)
4歳到達月の末日まで		2割	0割 (初診時一部負担金あり)	0割 (初診時一部負担金あり)
4歳到達月の翌月 ～小学校就学前	住民税課税世帯	2割	1割負担	0割 (初診時一部負担金あり)
	住民税非課税世帯		0割 (初診時一部負担金あり)	0割 (初診時一部負担金あり)
小学校就学 ～中学校卒業	住民税課税世帯	3割	(入院のみ助成対象) 1割	(入院のみ助成対象) 1割
	住民税非課税世帯		(入院のみ助成対象) 0割 (初診時一部負担金あり)	(入院のみ助成対象) 0割 (初診時一部負担金あり)

※初診時一部負担金 医科受診の場合・・・580円 歯科受診の場合・・・510円

小学校就学後は乳幼児等医療受給者証を交付していません。

病院の窓口で医療費を支払い、領収書、保険証、印鑑、振込先口座(保護者名義)を町国保医療係窓口までお持ちいただき請求してください。

(請求期限: 支払いをしてから2年以内)

ただし、学校管理下の怪我等で災害共済給付を受給した場合は助成対象外です。

①受診する場合

町内又は北海道立子ども総合医療・療育センター(札幌市)で受診するときは必ず「健康保険証又は組合員証」と「乳幼児医療受給者証」を病院・診療所・調剤薬局等の窓口提出してください。

②窓口で医療費を支払う場合

- ・町外で受診したとき
- ・補装具など療養費払いになったとき

このような場合は、医療機関の窓口で助成になりませんので、いったん支払って後日町の国保医療係へ申請してください。

③町に医療費を請求するには

次の書類と印鑑を町の国保医療係へ持参のうえ請求してください。

- ・医療機関の領収書(支払ってから2年以内のもの)
- ・健康保険証又は組合員証
- ・乳幼児医療受給者証
- ・印鑑

④乳幼児医療の対象とならないもの

・健康診断、予防接種、薬の容器代、差額ベッド代、紹介状を持たずに受診した200床以上の病院の初診療等

・交通事故等の第三者行為

・保育所、小学校及び中学校の管理下における傷病で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、災害共済給付制度の対象となる場合

(乳幼児等医療受給者証を使用し助成を受けた後に、災害共済給付制度を受けていることが確認できた場合は、乳幼児等医療費助成額を返還していただきます)

- ・健康保険から支給される高額療養費・附加給付に該当する医療費
- ・他の公費医療で助成される医療費

(他の公費医療を受給できる場合は、乳幼児等医療より優先されますので必ず受給資格を取得してください)

「今月の町内ニュースをお知らせします」